

東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故で溶け落ちた核燃料が水で冷却されている。

その冷却水は、放射性物質汚染水であるが、浄化後、タンクに保管している。東京電力はタンク保管 137 万 t 分を確保している。本年 3 月末の処理水の貯蔵量は約 105 万 t。現状 1 日あたりの 150～220 t の汚染水発生で、4 から 6 年で保管容量に達する。処理水の処分方法について、原子力規制委員会作業部会は地層注入・海洋放出・水蒸気放出・大気放出・地下埋設を検討した。

原子力規制委員会はトリチウム以外の放射物質は除去されているので希釈して海洋放出するのが現実的な選択としている。それを前提に 8 月 30 日・31 日と公聴会を開催した。公述人の多くは、海洋放出には反対であった。

東京電力の公表しているデータでは、タンクに貯蔵している処理水は、ヨウ素 129 は、告示濃度 9 Bq/L は 2015 年 4～9 月で最大 121 Bq/L を超え、基準値超えが続出している。ストロンチウム 90 は 告示濃度限度は 30 Bq/L であるが、最大 141 Bq/L であった。ルテニウム 106 は告示濃度限度が 92.5 Bq/L であるが、最大値 1,100 Bq/L で、告示濃度限度を超える値が頻発している。

処理水におけるトリチウム以外の放射性物質についても除去されているとはいえ、海洋放出による生態系への影響は計り知れない。

核実験や再処理工場からの大量のトリチウムの海洋放出は、そのこと自体が問題である。すでに、福島第一原発周辺海域では、大量の放射性物質が放出されている。

これ以上の放射性物質の海洋放出に反対する。汚染水の処理について再度検討を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 27 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長

佐久間 孝光

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）

衆議院議長

参議院議長